

「佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理について (素案)」

意見等申出書

29年 8月 3日

柳川市長 金子 健次 様

(〒 [Redacted])

住 所 [Redacted]

氏 名 [Redacted]

電話番号 [Redacted]

「佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理について (素案)」に
対し、次のとおり意見等を提出します。

ページ	意見等の該当箇所	意見等の概要
1	<p>【論点1】米軍の佐賀空港利用について</p> <p>②駐屯地が整備されれば、米海兵隊の訓練が佐賀空港で実施され、柳川市に影響を及ぼすのではないか。</p> <p>→現時点で米海兵隊の訓練が佐賀空港で実施される予定はないことを確認した。</p>	<p>現時点で米海兵隊の訓練が佐賀空港で実施される予定はないことを確認してあるが、現時点であり、将来的に絶対ないという保証が示されていない。</p> <p>もし、訓練が実施されたら米海兵隊は次の法律に基づいて訓練をすると考えられ、【論点2】オスプレイの安全性、【論点3】騒音の生活環境への影響、【論点4】騒音による漁業への影響などが懸念される。</p> <p>航空法第81条(最低安全高度)では、『航空機は、<中略>国土交通省令で定める高度以下で飛行してはならない。』と規定してあるが、「日米地位協定と国連軍地位協定実施にともなう航空法の特例に関する法律」(1952年7月15日施行)の3項には、前項の航空機[米軍機と国連軍機] <中略>については、航空法第6章の最低安全高度について定めた81条、危険を生じる恐れがある区域の上空を飛ぶことを禁じた80条を含め航空法第6章の規定はすべて適用除外となっている。</p>

※ この様式に書ききれない場合などには、住所、氏名及び電話番号を御記入の上、別紙を用いられても結構です。

※ 提出いただく御意見等については、後日、住所・氏名等を除いた形で市のホームページにて公表します。

